

改正

平成23年3月28日教委規則第3号

平成25年11月25日教委規則第4号

佐久市奨学資金の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐久市奨学基金に関する条例（平成17年佐久市条例第196号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、奨学資金の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請手続)

**第2条** 奨学金の貸与を受けようとする者は、在学学校長（大学にあっては、学部長）又は出身学校長の推薦を受け、次に掲げる書類を佐久市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 佐久市奨学金貸与申請書（様式第1号）
- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号）
- (3) 資力調書（様式第3号）
- (4) 健康診断書
- (5) 世帯全員の住民票
- (6) 在学証明書又は合格通知書
- (7) 親権者の納税証明書

(貸与額)

**第3条** 奨学金の貸与額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- (1) 高等学校に在学する者  
公立 月額1人 10,000円以内  
私立 月額1人 15,000円以内
- (2) 大学又は短期大学に在学する者  
国公立 月額1人 30,000円以内  
私立 月額1人 40,000円以内
- (3) 高等専門学校に在学する者 月額1人 15,000円以内
- (4) 専修学校の専門課程に在学する者  
国公立 月額1人 30,000円以内  
私立 月額1人 40,000円以内

(貸与の期間)

**第4条** 奨学金を貸与する期間は、その学校における正規の修業期間とする。

(選考委員会)

**第5条** 奨学生を選考するため、奨学資金選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 選考委員は、市及び関係行政役職員のうちから委員会が委嘱する。

(任期)

**第6条** 選考委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第7条** 選考委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

(任務)

**第8条** 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

**第9条** 選考委員会は、委員長が招集する。

(決定通知)

**第10条** 条例第10条第2項の通知は、奨学生決定通知書（様式第4号及び第5号）により行う。

(誓約書)

**第11条** 奨学生となった者は、連帯保証人（親権者又は後見人）及び保証人が連署した誓約書（様式第6号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、佐久市内に居住し、かつ、相当の資力を有する成年者でなければならない。  
（台帳等の整備）

**第12条** 委員会は、奨学生ごとに次に掲げる書類を作成し、整備及び保管するものとする。

- (1) 奨学生台帳（様式第7号）
  - (2) 奨学金貸与台帳（様式第8号）
  - (3) 奨学金償還台帳（様式第9号）
- （奨学金の交付）

**第13条** 奨学金は、毎月末に翌月分を交付する。ただし、委員会が必要と認めるときは、数か月分を一括して交付することができる。

（書類の提出）

**第14条** 奨学生は、休学、退学、停学又は転学の事実があったときは、その事実を証する書類を委員会に提出しなければならない。復学したときも、同様とする。

（貸与の停止）

**第15条** 奨学生が休学し、又は停学処分を受けたときは、その最初の日の属する月の翌月分から復学した日の属する月分までの奨学金の貸与を停止する。この場合において、奨学生が既に当該停止された期間について奨学金の貸与を受けているときは、当該奨学金を復学した日の属する月の翌月以降に貸与すべき奨学金に充当する。ただし、退学した場合には、当該奨学金を直ちに返還しなければならない。

（借用証書）

**第16条** 奨学生は、奨学金の借用が全額完了したときは、連帯保証人及び保証人が連署した奨学金借用証書（様式第10号）に奨学金償還計画書（様式第11号）を添えて、委員会に提出しなければならない。

（償還の猶予額）

**第17条** 奨学生であった者が、条例第15条の事由により奨学金の償還の猶予を必要とするときは、奨学金償還猶予願（様式第12号）に関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

（償還の免除）

**第18条** 条例第16条に規定する事由により奨学金の償還の免除を受けようとする者は、奨学金償還免除願（様式第13号）に関係書類を添えて、委員会に提出しなければならない。

（届出等の義務）

**第19条** 奨学生は、次の各号に該当することとなったときは、直ちに委員会に届け出なければならない。

- (1) 本人又は連帯保証人若しくは保証人に関し既に提出した書類の記載事項に異動があったとき。
- (2) 連帯保証人又は保証人が死亡その他の事由によりその資格を失ったとき。
- (3) 委員会が、連帯保証人又は保証人を不相当と認め、その変更を命じたとき。

2 連帯保証人又は保証人は、奨学生又は奨学生であった者が奨学金償還完了前に死亡したときは、直ちに死亡の事実を証する戸籍抄本又は戸籍の個人事項証明書を添えて、委員会に届け出なければならない。

（補則）

**第20条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久市奨学資金の管理及び運営に関する規則（昭和59年佐久市規則第23号）、臼田町奨学金等貸与規則（平成8年臼田町規則第3号）、浅科村奨学資金の管理及び運営に関する規則（平成16年浅科村規則第10号）又は望月町奨学資金の管理及び運営に関する規則（平成16年望月町規則第51号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成23年 3 月28日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成25年11月25日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

様式第 2 号（第 2 条関係）

様式第 3 号（第 2 条関係）

様式第 4 号（第10条関係）

様式第 5 号（第10条関係）

様式第 6 号（第11条関係）

様式第 7 号（第12条関係）

様式第 8 号（第12条関係）

様式第 9 号（第12条関係）

様式第10号（第16条関係）

様式第11号（第16条関係）

様式第12号（第17条関係）

様式第13号（第18条関係）